

原議保存期間	1年(令和4年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長
各都道府県警察の長

警察庁丁人発第209号
令和2年4月9日
警察庁長官官房人事課長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた職員の私生活における留意事項について(通達)

警察職員に係る新型コロナウイルス感染症対策については、「警察職員等における新型コロナウイルス感染症への対策等について(通達)」(令和2年2月18日付け警察庁丙給厚発第5号ほか)、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた職員の体調管理の徹底について(通達)」(令和2年3月6日付け警察庁丁給厚発第155号)、「新型コロナウイルスへの感染拡大防止のための取組の再点検について(通達)」(令和2年4月2日付け警察庁丁企画発第161号)、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた職員の体調管理の再徹底について(通達)」(令和2年4月3日付け警察庁丁給厚発第239号)のほか、関係部門から個別の警察活動に関する留意事項等が示達されているところであるが、特に4月以降は警察職員が感染した事例が急増し、ほぼ連日発生している状況にある。

先般、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の下に設置された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において取りまとめられた「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年4月1日。以下「提言」という。)においては、いわゆる「3つの密」を避けるための取組の徹底について、改めて指摘がなされている(別添参照)。

今後、全国的な感染拡大に伴い、警察職員等(警察職員と同じ場所で勤務する部外職員を含む。)が感染する事例が増加した場合、警察業務の継続にも支障が生じるおそれがあるところ、感染経路を特定できない感染事例が増加している現状も踏まえると、警察施設等の職場において引き続き各種感染拡大防止措置に万全を期すことに加え、職員の勤務時間外の私生活のほか、家庭においても、手洗いや咳エチケットをはじめとした基本的な感染予防対策や提言で掲げられている措置を徹底することが重要である。

各所属においては、このようなことを踏まえ、所属職員に対し、基本的な感染予防対策や提言の内容等について改めて徹底した注意喚起を行い、職員や、職員を通じてその家族等に周知されるよう努められたい。

(別添)

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年4月1日)(抜粋)

2. 行動変容の必要性について

(1) 「3つの密」を避けるための取組の徹底について

- 日本では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止の効果を最大限にするため、「①クラスター(患者集団)の早期発見・早期対応」、「②患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保」、「③市民の行動変容」という3本柱の基本戦略に取り組んできた。

しかし、今般、大都市圏における感染者数の急増、増え続けるクラスター感染の報告、世界的なパンデミックの状況等を踏まえると、3本柱の基本戦略はさらに強化する必要がある。なかでも、「③市民の行動変容」をより一層強めていただく必要があると考えている。

- このため、市民の皆様には、以下のような取組を徹底していただく必要がある。
 - ・ 「3つの密」をできる限り避けることは、自身の感染リスクを下げるだけでなく、多くの人々の重症化を食い止め、命を救うことに繋がることについての理解の浸透。
 - ・ 今一度、「3つの密」をできる限り避ける取組の徹底を図る。
 - ・ また、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことを避けていただく。
 - ・ さらに、「3つの密」がより濃厚な形で重なる夜の街において、
 - ① 夜間から早朝にかけて営業しているバー、ナイトクラブなど、接客を伴う飲食店業への出入りを控えること。
 - ② カラオケ・ライブハウスへの出入りを控えること。
 - ・ ジム、卓球など呼気が激しくなる室内運動の場面で集団感染が生じていることを踏まえた対応をしていただくこと。
 - ・ こうした場所では接触感染等のリスクも高いため、「密」の状況が一つでもある場合には普段以上に手洗いや咳エチケットをはじめとした基本的な感染症対策の徹底にも留意すること。

(注) 「3つの密」：これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件が同時に重なった場をいう。